

新型コロナウイルス感染症対策第13弾では、ワクチン接種を推進するための予算をはじめ、コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する世帯、医療機関、民間保育所、農業者、中小企業、個人事業主等を支援します。

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業

1億9,081万円

新型コロナウイルス感染症対策のため、ワクチン接種実施期間が延長されたことに伴い、市民に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を実施します。なお、10月からはオミクロン株対応2価ワクチンの接種を開始します。

問 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

TEL0748-24-5688

2 医療機関原油価格高騰等対策事業

物価等高騰対応分 市独自

2,100万円

原油価格や物価高騰により経営が圧迫されている病床を有する医療機関を支援します。

【対象】	病床を有する市内の医療機関	
	300床以上の病院	400万円
	200床以上300床未満の病院	300万円
	200床未満の病院	200万円
	診療所（19床以下）	100万円

問 地域医療政策課 TEL0748-24-5685 IP050-5801-5664

3 民間保育所原油価格等高騰対策事業

物価等高騰対応分 市独自

305万円

原油価格や物価高騰により経営が圧迫されている民間保育所、認定こども園等を支援します。

【対象】	市内の民間保育所、認定こども園等	
	定員200人以上	40万円
	定員100人以上200人未満	35万円
	定員100人未満	20万円
	地域型保育事業所	5万円

問 幼児課 TEL0748-24-5647 IP050-5801-5647

4 農業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業

物価等高騰対応分

6,928万円

燃油等の高騰により影響を受ける担い手農家の経営と農業生産の安定化を図るため、米・麦・大豆・野菜等を生産・販売する認定農業者等を支援します。

- 【対象】 ①令和4年度に販売用作物を作付けする担い手農家等
(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織)
②市内の穀物乾燥調製施設等を運営する農業協同組合

- 【支援額】 県：燃油等高騰分の2/3
市：燃油等高騰分の1/6 → 縣市合わせて燃油高騰分の5/6を支援
※対象となる作物ごとに定めた助成単価により支援します。

問 農業水産課 TEL0748-24-5660 IP050-5801-5660

5 農業経営収入保険加入推進事業

物価等高騰対応分 市独自

190万円

農業生産に必要な諸資材の価格高騰により影響を受ける担い手農家等が、経営安定のため新規に農業経営収入保険に加入する場合、保険料の一部を支援します。

- 【対象者】 収入保険に新たに加入する市内の担い手農家等
【補助額】 保険料(掛捨分)の3分の1(上限10万円)

問 農業水産課 TEL0748-24-5660 IP050-5801-5660

6 中小企業・個人事業主燃料価格高騰等対策事業

物価等高騰対応分

1億3,400万円

原油価格や物価高騰により売上が減少した事業者へ支援金を給付し、事業の継続を支援します。

- 【対象者】 滋賀県事業継続支援金(第4期)を受給した市内の中小企業及び個人事業主
【支援額】 中小企業 10万円
個人事業主 5万円

問 商工労政課 TEL0748-24-5565 IP050-5802-9540

7 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

物価等高騰対応分

4億9,260万円

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、緊急支援給付金を支給します。

- 【対象者】 (1)世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯
(2)予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯
- ※(1)、(2)のいずれも、
- ・重複支給はできません。
 - ・世帯全員が、住民税が課税されているほかの親族などに扶養されている場合は、対象外となります。
- 【支給額】 1世帯当たり5万円（1回限り）

問 生活支援給付金室 TEL0748-24-5639